

# 火災予防上必要な業務に関する計画書

## 1 内 容

消防長から「指定催し」として指定を受けた催しを主催する者が、火災予防上必要な業務に関する計画を提出する際に使用します。

【根拠条文条例第42条の2、条例第42条の3、施行規則第3条の2】

「指定催し」とは、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものをいいます。

また、「大規模なものとして消防長が別に定める要件」とは、次のいずれにも該当するものです。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

## 2 手続き

- (1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。
- (3) 「指定催し」を開催する日の14日前までに提出してください。

## 3 添付資料等

次の事項を記載した「火災予防上必要な業務に関する計画」を添付します。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取扱う露店、屋台等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) その他火災予防上必要な業務に関すること。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）